

平成 30 年度第 3 回大阪府教育行政評価審議会

- 1 日時 平成 30 年 7 月 30 日（月） 15:00～17:00
- 2 場所 大阪府庁新別館北館 1 階 災害対策本部会議室
- 3 出席委員 岡田会長、奥村委員、後藤委員、田中委員
- 4 議事概要

（1）審議

ア. 基本方針 8 について

- 資料 1「基本方針 8《安全で安心な学びの場をつくります》」及び参考資料 1「基本方針 8」により、事務局から説明。
- 質疑応答

（委員）

基本法的方向①②④について、意見と質問がある。

基本的方向①について、府立学校の施設整備については計画的に実施、老朽化対策についても検討を進めているなど、大変すばらしいことだと思う。そこで一つ質問だが、老朽化対策について、耐震化により安全は確保されているが、今回の地震により水道が破裂して、1 週間授業が実施できなかった学校があった。簡単に結構なので今回の地震による府立学校の被害状況を教えていただきたい。また、今後どのように対策を立てるかについても教えていただきたい。

基本的方向④について、私立学校といえば、財政的に厳しい学校もある中、事業費補助の継続やヒアリングなどの対応をし、また、耐震化ができない場合は耐震補強できていない施設は使用しないというような通知を出している。自己評価に子どもの安全への対応策として、先述のようなことを含めて、しっかり対策を講じていると踏み込んだ記載をしてはどうかと感じた。

基本的方向②について、今回の地震で大阪では不幸なことに犠牲者が出て大変悲しく、残念に思う。府としては、学校における防災教育の手引きなど、マニュアルを作るだけでなく、見直しもしており、また、大規模大災害初期対応マニュアルなどを新しく作成されていることについて、ありがたいと思う。今回の地震で、保護者の中で意見があったことだが、各校ではマニュアル通りに対応したと思うが、余震がある中で、学校の方が安全なのに子どもを家に帰らせてしまう、電車が止まっていて保護者が帰れない状況でも子どもを早く家に帰らせなければいけないなど、特に義務教育段階で、様々な困った状況があったと聞く。このあたりについて、しっかり検証と点検をしていただき、一層、現実に即したマニュアルとなるよう見直し等に取り組んでいただきたい。

（事務局）

今回の地震による学校施設の被災状況について報告させていただく。発災後、直ちに学校職員による点検等を行った。その後施設財務課の技術職の職員による調査や、コンサルタント業者など外部の専門家による調査を行った。現在も地震による被害のため、校内施設の一部、体育館などの使用を禁止とし

ている学校もある。現在、被害の詳細な状況や必要な改修内容を確定するための調査を進めており、調査結果をふまえ、できるだけ早期に改修できるように努めてまいりたい。併せて、ブロック塀についても、現在調査結果を精査しており、撤去着手の優先順位付けの作業を進めている。中でも緊急性の高い、3mを超えるようなブロック塀や、震度が高かった地域にある学校など緊急性が高い10校については、今月中に撤去の設計、工事に着手し、できるだけ早い段階での竣工を目標に進めている。

(事務局)

私立学校の耐震化について、90%以上をめざして実施していくことが大事だと思っているので、数値目標は、引き続き、求めていきたいと思う。提案いただいた自己評価への記載については、補助制度の継続など財政議論も必要となってくるため、今後検討させていただく。

(事務局)

今回の地震により、私どもは様々な課題を突きつけられたという気がしている。発生が7時58分ということで、小学校であれば、どの学校もほぼ登校済みだったが、高校であれば通学途上、と状況にばらつきがあった。その中で様々なことに臨機応変に対応できたのかどうか頭を悩ましているところ。マニュアルでは手引きを活用して毎年見直しを行うようにと伝えている。例えば、登下校時に地震に遭った場合は、学校通学路上の避難所、家庭、どこか一番近いところ、時間的にも距離的にも近いところに避難するように指導してほしいといったことや、下校させるにあたっては、地震の規模や被災状況により判断をするということ。また、保護者への引き渡しについては手順を明確にして、あらかじめ学校と保護者との間でルールを決めておこう、マニュアルに記載しているが、委員ご指摘のように、保護者がまだ家に帰っていない、あるいは連絡が取れないといった課題もあった。例えば、引き取り者がいない場合、保護者と連絡が取れない場合は、それまでは児童生徒を安全な場所に集めて必ず教職員が付き添うこと、このようにマニュアルには記載しているが、様々な混乱の中で十分それができていなかったところも出てきたと思っている。しかし、どのような場面にどのように対応するのかということ、事細かに決めておくということが果たしていいのかどうかということもある。学校における判断をどうするのか、保護者にどのようにして理解していただくのかということも必要になってくるかと思うので、今回の地震における対応の振り返りもふまえて、今までのマニュアルでは十分に記載できていなかったことを、どのように対応していくのかということを考えなくてはならないと思う。

(委員)

事務局からの説明について理解した。1つ補足させていただく。

基本的方向④について、新たな財政支援を求めているのではなく、自己評価に「耐震化に係る事業費補助を継続する」と記載があるので、ここを何とかしてほしいということではなく、子どもへの安全対応策として、耐震化が100%になっていなくても、学校側に対し「安全ではない施設は使用不可」などの指導を徹底していると追記してはどうかと思った次第である。

(委員)

基本的方向①②③について、意見並びに感想を述べさせていただく。

基本的方向①について、先ほどの委員の内容と重複するところもあるが、府立学校におけるブロック塀の現状は気になっていたところだが、事務局から、早い段階での補修を目指しているという説明があったので、理解した。もう1つ、老朽化対策や耐震という安全点検に関わることについて、高槻市の事案では、一度安全点検を行っており、さらに学校から市教委に危険性があるのではと伝えたときに、職員が安全点検に向いて「大丈夫」と言ったことが、報道されているが、本当に大丈夫だったのか、とても気になった。例えば、指標 52（府立学校の非構造部材の耐震化の状況）について、平成 24 年度においては、学校教職員による点検を実施と書かれているが、点検をする人材、点検の担当者もある程度の知識や資格が必要になる点検もあるのではないかと考えるが、如何か。

基本的方向②について、自然災害を想定した実践的な避難訓練の実施率 100%は評価できる。やはり、実際に行くことが、とても大切なことである。一方、東日本大震災の際には「津波てんでんこ」と言葉があり、災害の際には自立した行動ができるということが重要な視点だということが指摘されている。そのようなことを考えると、実践を想定した避難訓練の実施率はさることながら、避難訓練そのもののプログラムの内容が重要で、今後、みんなに連れられて行くという感覚ではなくて、一人ひとりが、適切な判断に基づいて動けるということを目指したプログラムが必要になると考える。先ほど、マニュアルについて説明があったが、いわゆる防災教育という視点から、今後、どのようなビジョンを持っているのか。さらに、教員の防災研修について、初任者研修や 10 年経験者研修で実施されており、これも大いに評価できるところではあるが、できるだけ多くの教職員が対象となる研修が必要ではないかと考える。これ以外にも熱心に研修の場を設けているとは思いますが、教員への防災研修について初任者研修、10 年経験者研修以外の場があればお示しいただきたい。

基本方針③について、地域でのトラブルも多様化しているのが現状ではないかと思う。そのような中で、様々な方が住んでおられる現状を考えると、従前の見守り活動や保護者の努力による活動だけでは、見回り活動されている方も、地域住民も不安を抱えている方がいると思うので、警察 O B 等のスクールガードリーダーの配置の取組みがわずかではあるが増加をしていることは評価できる。予算等の都合はあると思うが、今後も、専門的な知識を持ったスクールガードリーダーを多く配置できるように取り組んでいただきたい。また、スクールガードリーダーを配置できなかった市町や、少なくなってしまった市町は存在するのか。もし、配置についてあまり手厚くできなかった市においても、見守り活動をされている地域の方への警備のポイント等の講習や情報交換等の場があれば、このスクールガードリーダーの配置の趣旨への理解が行き渡るのではないかと考えるが、このあたりの現状が気になった。

(事務局)

ご質問いただいたところは非常に悩ましいところ。今回の地震においても、まずは学校の職員から、危険ヶ所の報告をしてもらい、施設財務課の技術職の職員が現地確認を行う流れになっている。その中で、技術職の職員が見ても判断が難しい部分がある。単純に見て「大丈夫ですよ」とか「だめですよ」というところもあるが、グレーゾーンは、専門家を入れないと判断しかねることも多々ある。今回の地震の際にも、基

本的には学校から被災箇所を報告してもらい、技術職の職員が現地確認を行い、加えて、コンサルタント業者や、過去に耐震関係に携わった設計事務所などに依頼し、調査を行うこととしている。そのため、調査結果が出るまで長期化し、また、コンサルタント業者も、震災関係については、相当慎重に調査をしており、非常に時間がかかっている。ただ、今後とも、一般論としては、まず学校の職員が危険な箇所などを確認し、危険な箇所があれば教育庁の職員が出向き、必要に応じて、外部委託という形で施設の安全点検等を行ってまいりたい。

(事務局)

避難訓練について、お答えさせていただく。委員ご指摘のとおり、子どもたちが自分で判断して動けるかということは非常に大切などと思う。自然災害を想定した避難訓練の実施率が100%になったが、自らが命を守り抜く、主体的に行動する態度を育成することが防災教育の大きな目的の一つでもある。単に身につけるだけでは実効性がないので、府では様々な取組みをしている。例えば、学校に防災士を派遣する学校防災アドバイザー派遣事業があり、防災の専門家が学校に行き様々な指導を行う。あるいは、高校生以上の生徒が対象になるが、熊本や東日本へ災害ボランティアとして派遣し、活動することによって、意識を高めるような取組みを平成24年度から続けており、現在も防災ボランティア、災害ボランティアとして、宮城県に行っている高校生もいる。このような取組みを少しずつ広げていきたいと考えている。

また、大阪教育大学附属池田小学校の事件をきっかけに、セーフティプロモーションスクールという取組みが大阪教育大学を中心になされている。これは、学校で組織的、継続的に防犯・防災活動に取り組むものだが、府立学校においても、今年度の初めて中央聴覚支援学校がこの認証を取得した。この中央聴覚支援学校では、告知せずに避難訓練を実施するなど、意識を高めるような取組みがなされている。今年度はそのような取組みを、他の学校にも広める事業も始めたので、少しずつでも増やしていきたいと考えている。

(事務局)

スクールガードリーダーについて、お答えさせていただく。地域の見守りということで、地域の方、各学校や各市町村でご苦労いただいているところ。この見守り活動は、悲しい事件があった後に活発化したものだが、当初は国事業として、国と府とで補助金を出しながら、取り組みたい市町村が実施していたが、現在は、それぞれの市町村が独自の形で、警察や青少年指導等と連携しながら、息長くやっていけるような見守りの形を作っているところ。平成29年度は、20市町の37名のスクールガードリーダーを府からの補助金事業として進めているが、各市町村で行う研修会において、府としてこのような取組みを進めると各地域での見守りが進むというような好事例を発信しながら、市町村がこの事業を利用する際に最大限活用できるように支援を行っているところ。

(委員)

耐震化について、1点お願いする。府立学校の耐震化は既に100%ということで、素晴らしいと思う。私立の幼稚園と高校で90%を超えていないが、先程、話があったように、数字上には現れていないが、

子どもたちは安全なところで学べるようにと指導されているということで、大切なことだと思った。しかし、まだ耐震化が整っていない校舎で学ぶ子どもたちがいるということなら、私立ということで難しさはあると思うが、命にかかわることなので、迅速に進めていただきたい。

(事務局)

多額の資金が必要となるため、子どもが減少していく中で、私立学校もしんどいところもある。しかし、委員ご指摘のとおり、命にかかわることのため、様々な知恵も出しながら、できるだけ安全に子どもが学習できるように、個別のヒアリングを通じて、各学校に働きかけていきたい。

(会長)【審議のまとめ】

基本的方向①について、耐震・老朽化対策ともに計画的に進めていることについて評価された。今回の地震の被害状況や今後の対策について質問があったが、現在調査中で、ブロック塀についても、3 mを超えるものから、順次、優先順位をつけ、撤去していく方向で進めていると回答があった。調査には時間がかかるが、児童生徒の安全に関わることなので、しっかりと対策をお願いしたいと要望があった。

私立学校の耐震化について、財政的に厳しい中で、しっかり対応していることを評価した上で、耐震化できていない学校については、私学課としても、ヒアリングを通じてその校舎を使用しないよう助言するなど、安全対策を講じているということから、「子どもの安全を確保するよう指導している」など、自己評価に記載してもよいのではと提案があった。

基本的方向②については、地震防災の手引や初期対応マニュアルを整備していることに関して評価した上で、今回の地震を受けた点検・評価はどうかと質問があった。今回の地震をふまえ、ケース毎に臨機応変に対応できか、保護者への引き渡しのルールなどについて振り返り、マニュアルを見直す機会にしたいと回答があった。

また、ブロック塀について早期に補修をお願いしたいと要望があった。また、職員が安全点検を行う際、専門的な知識が必要ではないかと質問があった。現場からの報告に基づき、専門職員を派遣し、グレーゾーンの場合はコンサルタント会社や設計事務所に依頼し、点検を行っているため、長期化していると回答があった。

基本的方向②について、実践的な訓練を行っていることを評価した上で、「津波てんでんこ」にもあるように、自立した行動をすることが最終目標ではないか。防災教育のビジョンとして、一人ひとりが自主的に判断できる防災教育が必要ではないかと指摘があった。これについて、自らの命を守り抜く主体的な態度は、防災教育の大きな柱の一つであり、防災士や防災教育アドバイザー派遣事業など様々な事業に取り組んでいること、また、大阪教育大学のセーフティプロモーションスクロールについても取り組んでいると回答があった。

基本的方向③について、地域でのトラブルが多発・多様化しているため、今後もスクールガードリーダーの配置を増やすべきと指摘があった。これについて、スクールガードリーダーは地域の見守り活動に大きな役割を果たしていること、市町村独自の取組みが広がっていると報告があった。

私立の幼稚園と高校で耐震化率が90%を超えておらず、耐震化できていない校舎は使わないなど、子どもが安全に学べるよう配慮はされているものの、できるだけ迅速に目標値をクリアし、子どもの安全を確保してほしいと要望があった。これについては、様々な知恵を出して対応していくと回答があった。

イ. 基本方針 9 について

- 資料 2「基本方針 9《地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します》」及び参考資料 2「基本方針 9」により、事務局から説明。
- 質疑応答

(委員)

親学習について、自己評価に記載のとおり、実施の拡大・内容の充実に努められ、とりわけ参観に組み込むという、昨年度の審議会での発言をふまえた取組みもしていただいた。保護者と子どもにこのように働きかけていることは素晴らしいことで、大変ありがたく思う。また、生徒への親学習の実施も、こちらも 100%ですばらしい。生徒への親学習については、対象学年は決められているのか。

(事務局)

特に対象学年というのは定めていない。それぞれの授業の中で、実施することになっており、国語や社会、家庭科の授業の中で取り組んでいる。

(委員)

今後については、実施拡大、内容充実に努めるとあるが、受講した人の評価が気になる。親学習を利用した保護者等についてはアンケートを実施されているが、子どもたちの評価や感想は把握されているのか？

(事務局)

先ほど申し上げたとおり、授業の中で実施しているので、この授業だけ評価を行うと、授業の全項目についてアンケートを行うということにもなりかねないため、個別に、授業の中の親学習の部分だけを取りだして、アンケートを行うということは考えていない。

(委員)

承知した。親学習を利用する保護者のアンケートで、肯定的な回答が 90%を超えていると聞いていたので、子どもはどうかと気になったので質問した。

(委員)

私から、3 点質問する。

基本的方向①について、地域学校支援本部の地域での活動の核となるコーディネーターやボランティアの育成を図っているということは、学校としても非常に心強いこと。地域と学校をつなぐという意味では非常に重要な役割をしていると思うが、学校によって、地域コーディネーターが上手く機能しているところと、そうでもなく、ちょっと学校との距離があるところがあると思うが、その違いについてどのように考えているか。

基本的方向②について、親学習に参加しやすい状況づくりに取り組んでいるのは大変ありがたいが、どのような形で親学習の指導者に働きかけて、家庭教育支援員スーパーバイザーのスキルアップを図っているのか。

基本的方向③について、幼児教育センターについては、今年度からスタートしているが、待機児童の解消や、保育所と幼稚園を合体してこども園にするなど、就学前の幼児教育の環境は激動しており、また、若い教員や保育士もどんどん採用されていることもあって、うまく機能している園所と、保育や教育の質が低い園所とがあるというような状況もある中で、この幼児教育センターの働きは大変重要だと思う。スタートしてからの様子を教えていただきたい。

(事務局)

学校支援活動において、地域コーディネーターの役割が非常に大事だということは、まさにそのとおりである。この活動は、地域コーディネーターの力量、その熱意にかかっている。委員のご指摘のように、府内の学校支援地域本部の活動全てがうまくいっているかという点、必ずしもそうではなく、非常に活発に活動しているところと、何かしらの活動はしているが、それほど大きな活動をしていないところと、状況にばらつきがあるのが事実。これについて、どこに違いがあるのかという点、それぞれの地域で、様々な理由がある。よく聞く話としては、学校側と地域側が連携して行う事業になるが、お互いが相手を慮り過ぎて、心の中では思いがあるにも関わらず、学校側からは地域に無理を言ってはダメではないかとか、地域側からはあまり学校に無理を言ってはダメではないかというように、お互いに遠慮しているようなところがうまく機能していないのではないかという話を、市町村教育委員会から聞くことがある。できることとできないことはあるが、学校と地域がお互いに意見をぶつけあって、その中でできることを見いだしていくことが大事だと思う。良い事例をできるだけ紹介し、その中で「ここまでやっていいんだ」ということを理解いただくことが重要と考えており、研修会等の場で説明しているところ。また、府民の方々に活動を理解していただくためのリーフレットも作成しており、昨年度末に改定を行った。この中で学校の関係者向けに、学校にとってもメリットがあること、地域の方々向けに、学校支援活動というのは地域の方々にとっても大事だということを書いている。これを読んでいただき、お互いに手を取り合ってやっていこうという雰囲気を作っていきたい。

2つ目の親学習のスーパーバイザーについては、昨年度から実施した事業である。これまで現場で、親学習リーダーとして、親学習の指導役として活躍された方々が府内には多数いる。その中には何年も従事され、非常に経験豊富な方がいる。そういった方をスーパーバイザーとして認定し、市町村に行っていただき、まだ数が多くない地域で、親学習が進んでいくようにご活躍いただいているところ。経験豊富な方を認定しているので、すでに様々な知識をお持ちだが、それに加え、府で養成研修を行い、さらに知識をつけていただき、市町村に派遣し、親学習ができるだけ多く実施されるよう、努めているところ。

(事務局)

3つ目について、委員ご指摘のとおり、幼稚園も私立、公立があり、保育所、子ども園もそれぞれ行政側の管轄が違っている。また教員の入れ替わりもあり、状況は様々である。その中で幼児教育が非常に重要だという観点に立ち、2年前から、特に私立は独自の教育を行う良さも残しながら、大切なことをど

のように伝えていくかということで、幼児教育センターで三つの機能を行うことで、基本的なところを府全体で共通理解できるように進めてきているところ。昨年度 133 名のアドバイザーを認定したが、各市町村や各私立の幼稚園、保育所とそれぞれ状況が異なる中で、今後は、研修や園所独自の課題に対応していくために、教員がどう動けばいいのか、フォローアップが必要と認識している。府にも幼児教育センターに 2 人のコーディネーターを置いているが、どういう形で研修のフォローアップをしていけばいいのかという点を考えたい。また、幼児教育指針については、幼児教育要領等の改定に伴って、今年度改定しているところ。このような取組みにより、まず各市町村や園所の状況を聞き、来年度どのような研修を行うか、フォローアップ体制をどうするか、どのようにコーディネーターがアドバイザーに対応するか等を考えている。

(事務局)

今年 4 月から 4 課連携の中で幼児教育センターがスタートしたが、4 月に開設記念としてフォーラムを開催し、250 名以上が参加した。今年度の幼児教育アドバイザー育成研修については、377 名を対象に 5 月から開始したところ。これは去年の受講者の 1.5 倍強になる。6 月には市町村の幼児教育担当者会議で、フォローアップの周知、並びに幼児教育推進指針の改定を行っていることを伝えている。また、本日も朝から新規採用教員が研修に集まっており、公私立あわせて、リズム運動等の指導の研修をしている。このようにして、幼児教育センター設置以来、様々な形で取組みを進めているが、これからも充実させていきたい。

(委員)

1 つ目については、リーフレットを改定されて、取り組まれているが、カリキュラムマネジメントということを言われている中で、学校側から垣根を低くし、どのように地域人材を活かしていくのかという視点を持つことが必要ではないか。また、免許更新講習では地域教育振興課から、現職の教員にどう地域と家庭で連携していただいいのかというような講義をしてもらおう。学校側が少し垣根を低くして、ウェルカムな姿勢を見せることが今後求められるのではないかと思う。

(委員)

基本的方向①について、参考資料 2 具体的取組 142 (放課後等の子どもの体験活動や学習活動等の場づくり) 放課後児童クラブについて、どの自治体も頑張っているところ だと思う。達成状況は「◎」であり、素晴らしい取組みだと思う。一方で、今、子どもを学校だけが支えるのではなく、地域のチームアプローチで子どもを支えていくという取組みが全国的な規模で行われているが、実際に取り組んでいくときに、指導支援人材の確保と、その質をどのように担保するのかということが問題になってきていると思う。実際に北海道教育大、東京教育大、愛知教育大、大阪教育大の 4 教育大が合同でプロジェクトを行う中で、教育支援人材の認証プログラムを法的に位置づけて、その資質を担保する取組みも行われていると聞いている。その中で、大阪の場合、放課後児童クラブの指導者をどのように確保しているのか、また、教員 OB が担っている部分では安心できるかと思うが、指導資質、支援資質というところをどう担保するかについて、教えてほしい。

(事務局)

放課後児童クラブについては、知事部局（福祉部）の所管となるが、教育庁で所管している大阪元気広場については、できるだけ活動の充実を図るために、進んだ事例等を紹介し、より良いプログラムが充実するよう努めている。また民間企業の協力を得てプログラムを提供するようにしているところ。

(事務局)

放課後児童クラブについては、福祉部の事業であり、内容については指導員の確保と質の確保という形で福祉部に確認し、次回報告させていただく。

(会長)【審議のまとめ】

親学習について、参観日に組み入れるなど、多くの保護者が参加できる体制を作ったことについて、評価された。

地域コーディネーターがうまく機能している地域と、そうでない地域を比較すると、どのような要素があるか質問があった。うまく機能していない地域については、学校と地域がお互い相手に遠慮している。そのような慮りを取り払うのが、地域コーディネーターの役割ではないかと思う。また、事例紹介などに積極的に取り組んでいるが、リーフレットを新しく改定したこともあるので、さらなる普及啓発を進めてほしい。また学校がより地域を巻き込んだカリキュラムマネジメントができるような力量をつけるべきだと考える。

基本的方向②については、スーパーバイザーの働きを聞いた。まず経験抱負で、養成研修や親学習をリードしていく人材に対し、懇切丁寧に指導しているということで、心強く思う。

基本的方向③について、幼児教育センターの意義は大変重要だと認識しており、昨年度は開設に向けた準備を行い、今年度スタートしたことについて高く評価したい。133名の幼児教育アドバイザーが様々な課題にどう対応するかについては、フォローアップが必要ではないか。また、今年度は1.5倍の377名のアドバイザーが受講しているので、ますます幼児教育センター、幼児教育アドバイザーは楽しみな取り組みである。

放課後子ども教室や大阪元気広場のことについて、指導支援人材の確保が必要ではないか、指導者の資質を確保していく必要があると指摘があった。大阪元気広場については、非常に進んだ事例を多く発信して、大阪元気広場の取り組みを充実していきたいと回答があった。放課後子ども教室については、所管する福祉部に委員の意見を伝え、次回返事をいただく。

ウ. 基本方針 10 について

- 資料 3「基本方針 10《私立学校の振興を図ります》」及び参考資料 3「基本方針 10」により、事務局から説明。
- 質疑応答

(委員)

基本方針 2 再掲ではあるが、私立高校の教員の信頼に関して、私立高校の卒業生の進路に関して伺う。

私立高校の教員への信頼に関して、指標 62（私立高校の教員が信頼できると答えた生徒の割合）では、その割合が 70%に達していないという結果が出ているが、私立高校はその原因をどのように分析して取組みを進めているのか、把握していれば教えてほしい。

次に、私立高校の卒業生の進路に関連して、指標 64（私立高校卒業生（全日制）の大学進学率）について、大学進学率というのは卒業生全体における集計と捉えればよいのか。そうであれば、卒業生のなかには大学進学以外にも就職を希望する生徒も存在する中、必ずしもこの指標自体が向上されていなくても、それぞれが希望する進路を実現できるかが大切なのではないか。

(事務局)

指標 62（私立高校の教員が信頼できると答えた生徒の割合）について、平成 29 年度に入学した新入生に対して、平成 29 年 11 月から平成 30 年 1 月にかけて調査を実施した結果が 66.3%である。一方、3 年生に対して、授業料無償化制度に関する満足度調査の中で改めて同様の調査をすることになっており、対象生徒は同じではないが、3 年間の高校生活を通じた教員に対する評価となれば約 84%に上昇していることから、教員に対する信頼感というのは、学校生活を通じて上がると思う。ただ、入学して半年ではあるものの、新入生における生徒と教員との信頼関係については、課題であると認識しており、各私立高校において分析も含めて考えてもらいたい。

進路については、希望する進路をどれだけ実現できたかというのが指標としては正しいと思うが、一般的に就職率、進学率を算出するにあたっては、これまでの統計上のルールとして分母を生徒数全体としていることもあり、このルールにしたがって算出している。ただ、一番大切なのは、生徒の希望する進路実現がどう図られているかということであるため、その点については各学校において、この指標とは別に実現していただきたいと考えている。

(委員)

基本的方向①私立幼稚園について、地域の子育て家庭教育を支援する機能の強化ということで、非常に重要であると思う。先ほど、臨床心理士の活用を行うことで、この機能の強化を図っていると説明があったが、実際に臨床心理士がどのように動いているのかについて教えていただきたい。

基本的方向③の自己評価について、授業料無償化制度は予算的にも大きなウエイトを占めていると思うが、その効果検証はどのように行われているのかについて教えていただきたい。

(事務局)

私立幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすことを目的として、私立幼稚園等に臨床心理士を配置し、地域の保護者を対象としたカウンセリングや、教職員向けの研修等の実施に取り組む幼稚園を対象に、キダーカウンセラー事業を展開しており、平成 29 年度の実績では、127 園がこの事業に取り組んだところ。この事業において、保護者に対するカウンセリングだけでなく、教職員に対する研修等にも活用されることにより、対保護者との関係や特別な支援が必要な子どもに対する園児へのケア等について専門的な見地から指導助言を受けるなど、保護者、教員双方が活用できる事業となっている。

無償化制度に関する検証については、平成 23 年度以降、毎年、新入生に対する検証とともに、3 年生の保護者に対するアンケート調査を実施している。例えば、指標 61 (私立高校に対する生徒・保護者の満足度) では、7 割を超えているという結果がでており、また、指標 63 (私立高校全日制課程の生徒の中退率) についても、平成 28 年の実績は計画策定時に比べて順調に改善されて全国水準を下回るとともに、授業料無償化制度の導入前と比較して半減している。また、無償化制度があったから私立高校への進学を選択したという生徒の割合に関する調査では、年収 590 万円未満の世帯において、制度があったから私立高校に入学できたという生徒の割合が約 8 割となった。さらに、公立中学校卒業者のうち私立高校に進学した生徒の割合について、制度を導入する以前の割合を上回っており、具体的には平成 30 年度で 34.5%、前年度比 7.1% の増加となっていることから、経済的な理由を問わずに私立高校に進学できているということが表れていると感じている。多額の予算を伴う事業であるため、アンケートや他の調査を通じて、効果検証をしてみたい。

(会長)【審議のまとめ】

指標 62 (私立高校の教員が信頼できると答えた生徒の割合) について、70% に達していないことに対してどう分析しているのかに関して、調査時期が入学後半年以内に実施しており、3 年後の授業料無償化に関する効果検証も含めたアンケートでは 84% であったことから、実際に 3 年通った後には肯定的な回答が増加した調査結果の紹介があった。

指標 64 (私立高校卒業生(全日制)の大学進学率) については、大学進学や就職を希望する生徒がいるなかで、大学進学率だけを指標とするのではなく、それぞれが希望する進路の実現が最も大切ではないかと指摘があった。これについては、統計のルール上、母数は全生徒として進学率を算出していること、ただし、希望する進路を実現することについては、各学校での取組みになるが、最も重要なことであるという認識であった。

地域の子育て・家庭教育を支援する機能強化が最も求められているなか、臨床心理士がどのような働きを行っているのかという質問に対し、保護者のカウンセリングだけでなく、教職員の研修により多様化する子どものケアや保護者対応など、教員がどう対応すべきか指導助言が行われていると紹介があった。

授業料無償化に対する効果検証については、指標 61 (私立高校に対する生徒・保護者の満足度)、指標 63 (私立高校全日制課程の生徒の中退率) において結果がでていること、「年収 590 万円以下の世帯で私立高校に授業料無償化制度があるから入学することができた」という世帯が 8 割を

超えていること、また、授業料無償化制度が始まる前と後では、公立中学校卒業者のうち私立高校に進学した生徒の割合は増加しており、平成 30 年度では 7. 1 ポイントアップの 34. 5 ポイントであることなどから、予算執行に対する効果検証を行っているとの説明があった。

(3) 閉会

○次回審議会は、8 月 13 日（月）15 時からである旨を事務局から説明した。